

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	尾崎駅周辺賑わい創出事業業務委託
担当部・課名	未来創生部 企画課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	一般社団法人ハンナンテ 大阪府阪南市鳥取 1 0 9 2 - 2
契約金額（税込）	1,870,000 円
契約締結日	令和 8 年 5 月 7 日
契約期間	契約締結の日～令和 9 年 3 月 3 1 日
根拠規定（地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項）	■ 第 2 号 ■ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ☐ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき ☐ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき ☐ 市の行為を秘密にする必要があるとき ☐ 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき ☐ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき ☐ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき ☐ 運送又は保管をさせるとき ☐ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 ☐ 第 3 号又は 4 号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合 ☐ 第 5 号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき ☐ 第 6 号 競争入札に付することが不利と認められるとき ☐ 第 7 号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき ☐ 第 8 号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき ☐ 第 9 号 落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由	本業務は、尾崎駅周辺の賑わい創出を行う事業であり、市民共創・公民連携によるまちづくりを目的とした事業である。そのため、事業の実施においては本市に精通し、まちづくりの提案のできる事業者である必要がある。 一般社団法人ハンナンテは、『阪南市市民協働・共創事業提案制度』に基づき、市設定テーマ部門において、学識経験者、公共的団体の代表者、市民等で構成される審査部会による公開プレゼンテーション審査を経て選定されたものである。当該制度の選定プロセスは、多様な主体による多角的な視点から評価されることにより、公平性・公正性が十分に担保されている。このため、当該事業を執り行うものは当該事業者のほかになく、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号の要件を満たすものとして、随意契約を実施する。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	令和8年度「良好な環境を活用した観光モデル事業」に係る運營業務委託
担当部・課名	未来創生部 まちの活力創造課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	一般社団法人阪南市観光協会 大阪府阪南市尾崎町35-4 阪南市商工会館2階
契約金額（税込）	9,000,000 円（税込）
契約締結日	令和8年5月19日
契約期間	契約締結の日～令和9年2月26日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	■ 第2号 ☐ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき ☐ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき ☐ 市の行為を秘密にする必要があるとき ☐ 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき ☐ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき ☐ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき ☐ 運送又は保管をさせるとき ☐ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 ☐ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合 ☐ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき ☐ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき ☐ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき ☐ 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき ☐ 第9号 落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由	本事業は、環境省の公募事業である「良好な環境を活用した観光モデル事業」を令和7年度に引き続き実施するものであり、公募要領に基づき、同省と本市間の請負契約により実施するものである。 令和7年度においては、環境資源を活用した観光コンテンツの造成に向けた検討及びモニターツアーの実施、関係事業者とのネットワーク構築等を行った。本年度はこれらの実績を踏まえ、コンテンツの磨き上げや受入体制の整備等を進め、令和9年度に阪南市観光協会が主体となって観光コンテンツを自主的に販売・運営できる体制の構築を図るものである。本事業は、前年度から構築してきた地域事業者等との関係性や蓄積したノウハウを前提としており、事業者が変更となった場合、これらの継続性が損なわれ、事業の円滑な推進に支障が生じるおそれがある。 一般社団法人阪南市観光協会は、令和7年度の受託者として本事業に係る関係性及びノウハウを有し、地域事業者との調整機能を担う本市の中核団体であるとともに、将来的な自走化の担い手である。 以上の理由により、本事業は当該団体でなければ実施が困難であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を締結するものである。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	地域包括支援センター業務システム改修委託
担当部・課名	健康福祉部 介護保険課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	株式会社 ブレインサービス 大阪市西区阿波座2丁目4番23号
契約金額（税込）	5,343,756 円
契約締結日	令和8年5月1日
契約期間	契約締結日～令和8年9月30日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	■ 第2号 ☐ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき ☐ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき ☐ 市の行為を秘密にする必要があるとき ☐ 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき ☐ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき ☐ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき ☐ 運送又は保管をさせるとき ☐ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 ☐ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合 ☐ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であつて、競争入札に付する暇がないとき ☐ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき ☐ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき ☐ 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき ☐ 第9号 落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由	標記業務は、市内2カ所の地域包括支援センターと行政間をつなぐシステムのサーバー更新を行うものである。本システムは、非接触での迅速な情報共有による感染予防対策、および双方の業務効率向上を目的として稼働している。 本システムは、令和2年度に、地域包括支援センターと行政間の安全かつ円滑な情報連携網を構築するため、株式会社ブレインサービスを事業者として選定し、導入・構築したものである。導入以降、現在に至るまで同社によって安定的なシステム保守・運用がなされている。 本システムは同社によって設計・構築されているため、サーバー更新に伴うアプリケーションの再設定や既存データの移行には、プログラムの内部構造や既存環境を熟知した同社の専門的知見が不可欠である。他業者では互換性の担保や安全なデータ移行が保証できない。 同システムを導入・構築し、保守の事業者でもある株式会社ブレインサービスにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	一般府道鳥取吉見泉佐野線交通安全対策事業委託
担当部・課名	都市整備部道路公園課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	株式会社URリンケージ西日本支社 大阪市中央区城見一丁目2番27号
契約金額（税込）	¥39,336,000-
契約締結日	令和8年5月1日
契約期間	契約締結日 ～ 令和9年3月31日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	■ 第2号 ■ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ☐ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき ☐ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき ☐ 市の行為を秘密にする必要があるとき ☐ 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき ☐ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき ☐ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき ☐ 運送又は保管をさせるとき ☐ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 ☐ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合 ☐ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき ☐ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき ☐ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき ☐ 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき ☐ 第9号 落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由	本業務は大阪府より委託を受けて実施している一般府道鳥取吉見泉佐野線の歩道設置工事に伴う用地取得業務であり、令和7年度に公募型プロポーザル方式により上記契約相手方を選定し、地元への事業内容説明会の実施や権利者等への個別説明業務を行ったほか、現地測量業務や土地境界確定業務を遂行した。 令和8年度は、7年度に行った測量結果に基づき、土地境界についての同意取得や取得する用地の範囲を決定（幅杭の設置）するほか、取得価格算定のための評価鑑定業務や建物、工作物等の移転、撤去等に伴う補償費用算定のための物件調査業務を予定しており、当該事業者はすでに各権利者等と良好な関係を築きながら用地取得へ向けた交渉を引き続き行っており、契約相手方が当該事業者から他者へ変更となれば、測量結果に基づく土地境界の同意取得や幅杭の設置のほか、仮に用地取得交渉が決裂した場合にはその交渉過程や経緯、測量結果等に精通しているため、令和8年度の業務は7年度の業務と密接不可分の関係にある。 以上のことより、上記契約相手方と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約をするものである。